大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	市内公園緑地維持管理業務委託（Dブロック）夏期剪定	
2 履行場所	大和郡山市城の台町他地内	
3 履行期間	着手の日から令和７年１０月３１日まで	
4 業務概要	植栽工　　１式 除草工　　１式 樹木整姿工　１式	
5 事業担当課	まちづくり事業課	
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み５日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）	
7 契約保証	契約金額の10％以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。	
8 支払事項	前払金	請求できません。
	部分出来高払	請求できません。
	完了払金	業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時	令和７年５月７日午前９時から正午まで
	質問方法	指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（業務委託）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。
	提出先	まちづくり事業課
	質問回答日	令和７年５月９日午後１時から開札前日まで
	質問回答場所	ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→**建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）**にて閲覧できます。
	その他	質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。　**また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。**

共　通　仕　様　書

植 栽 工

第１節　　適用

１．本章は植栽工、樹木整姿工、除草工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第２節　　適用すべき諸基準

１．　請負者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。但し基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

　尚、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

・日本公園緑地協会　　都市公園技術標準解説書　　（令和元年度版）

・国土交通省　　公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）　　（平成 20 年度版）

第３節　　枯補償

１．　請負者は、植栽樹木等が工事完成引き渡し後１年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯死が樹冠部の概ね３分の２以上となった場合、又通直な主幹を持つ樹木については樹高の概ね３分の１以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となることが見込まれるものも含む。）となった場合、請負者は植栽当初と同様、又はそれ以上の規格で樹木を植替えなけらばならない。

　尚、枯死及び形姿不良の判定は監督職員と請負者が立会うえ行うものとする。

２．　植栽業務の対象とする範囲は、干害・風水害・雪害・塩害・雹害・凍結・霜害・病虫害・鳥獣害及び火災・落雷等全ての偶発的事由による樹木等の枯死及び形姿不良とする。

　ただし、人為的事由による被害等を受けた場合は、対象外とする。

３．　枯補償の対象となる樹木等は高中木、地被植物（地被面を覆う目的をもって植栽される芝類等の永年性植物）とする

４．　請負者は、本節第１項～3 項の確認に基づき監督職員から指示された樹木について、植替えを指示された期日までに行い、植替え完了後検査を受けなければならない。

５．　移植及び支給品の植付け工事における植栽樹木等が工事完成引渡し後１年以内に枯死又は形姿不良となった場合は、原則として下記のとおり取り扱うものとする。

⑴各樹種別に枯死した数量が植栽数量の１５％を超えた場合には、請負者の責により植栽当初と同等又はそれ以上の規格のものと植替えるものとする。

⑵各樹種別に枯死した数量が植栽数量の１５％以下の分については、原則として本市支給品を請負者の責により再度植替えるものとする。

⑶枯死又は形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会のうえ行うものとする。

６．　上記に関して既設樹木の移植に関しては例外とし、取り扱いについては監督職員と協議するものとする。

第４節　植栽工

第１項　一般事項

１．　本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、樹木養生工、根囲い保護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

第２項　材料

１．　植栽工で使用する客土は植物の生育に適した土壌で有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ササ根等が混入してはならない。

２．　請負者は植栽工で使用する樹木類については、使用材料承認願に樹木類の産地リストを添付するとともに、監督職員の指示により一部または全ての樹木写真及び見本品を提出し、承諾を得なければならない。尚、設計図書による特記又は監督職員が必要と認めるときは使用予定樹木の現地(栽培地)検査を行うときがある。

３．　請負者は前記により承諾を受けたものであっても、掘取、荷造り、運搬等に際し損傷を与え、樹形不良となったものは使用してはならない。尚、写真或いは現地検査によっても発見出来なかった重大な瑕疵が有り、監督職員が不良と認めたものについても同様とする。

４．　丸太支柱材は、設計図書に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食い等ない良質材とし防腐処理を行うこと。尚、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。

５．　杉皮又は檜皮は、大節・割れ・腐れ等のないものとする。但し、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

６．　棕櫚縄は、より合わせが均等且つ強靭なもので腐れ・虫食い・変色がない良質品とする。

７．　根巻材料については下記の事項に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

（１）わらは、調整した新鮮なもので虫食い・変色等のない良質品とする。

（２）こも、空俵、縄等のわら製品は新鮮なもので虫食い・変色等のない良質品とする。

（３）根巻材に天然繊維材を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

８．　植樹マット・シートは、厚さ 1㎜～10㎜ で、透水性・飛来雑草種子着眼耐性・耐光性を備えたものとする。尚、設計図書により指定がある場合は、それに従うものとする。また、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

９．　緩効性肥料は、固形物でＮ：Ｐ：Ｋ＝１２：８：６で窒素溶出に約７００日(土中温度２５℃時)を要するものとする。

10.　土壌改良については、下記の事項に適合したもの、又は同等品以上の品質を有するものとする。施工前に品質証明書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

（１）改良は客土：バーク堆肥：パーライト＝７：２：１の割合とする。

（２）有機質土壌改良材については日本バーク堆肥工業協会Ａ級または全国バーク堆肥工業協会１級の規格に適合したものとする。

（３）パーライトについては、黒曜石系で粒状４～２５．０㎜以内のものとする。

（４）改良効果が発揮されるよう均一に混合するよう留意しなければならない。

第３項　樹木植栽

１．　本項は高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工（高木・中低木）に適用する。

２．　請負者は、工事着手に先立ち設計図書に従い植付けを監督職員と立会のうえ決定しなければならない。また、監督職員の指示により配植図の提出を求めることがある。配植図を作成する場合は、樹木の表裏、真木と添木の区別、高木と低木の組み合わせや架線、照明灯等の他の工作物との位置に留意しなければならない。

３．　植穴は植付け当日に施工することを原則とする。しかし、やむを得ず植付けが後日となる場合、樹木根部の乾燥・枝条に損傷のないよう養生し、監督職員と十分協議のうえ植穴に安全対策を講じなければならない。

４．　植穴の施工を行う場合は設計図書の規格によるものとし、監督職員の検査(確認)を受けた後、植付け及び客土を行わなければならない。

５．　請負者は植穴の掘削にあたっては作業土工に規定によるものとし、既設工作物及び埋設物等に損傷を与えないこと。万一埋設物等に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに監督職員に報告し指示を仰ぐこと。尚、修復に要する費用は請負者の負担とする。

６．　請負者は、掘削により生じた土砂は下記の規定によらなければならない。

（１）客土として使用する土砂は、瓦礫等植物の生育に害する物質を除去し使用すること。

（２）水鉢に使用する土砂は、上記の規定によること。

（３）客土及び水鉢用として使用しない土砂は、別紙記載の残土処理工に準ずること。また、

特記がない場合は、監督職員の指示に従うものとする。

7．　請負者は、客土の混合を行う場合、第4節第2項の10に記載する所定割合を用いて、十分混合し監督職員の確認を受けなければならない。

8．　請負者は、樹木の運搬にあたり、枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。尚、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速且つ入念に行わなければならない。

9．　請負者は、植付けにあたって下記の事項に準ずること。

（1）請負者は原則として植付けを樹木の搬入当日中に完了しなければならない。但し、当日中に植付けが完了しない場合、樹木根部の乾燥・枝条に損傷のないよう養生し翌日中に植付けを完了するよう努めること。

（2）請負者は、植付けにあたり根ごしらえ(根巻のこも、ビニル紐等の除去を含む)枝透かしを行うこと。また、現場に応じて見栄えよく樹木の表裏を見極めたうえ、植穴の中心になるように立て込まなければならない。尚、根ごしらえは鋭利な刃物により腐食や損傷した根を切除するとともに、根の切り戻し等、植栽後の健全な発根と成長を促すよう丁寧に行うこと。

（3）請負者は根回りに客土を入れ十分に灌水し土が根鉢に密着するよう水極めをしなければならない。また土極めする際は、客土を根回りに入れ小棒等で突き入れ根鉢に密着させなければならない。

（4）請負者は、埋戻完了後地均しを行い、原則として根元の周囲に水鉢を切り十分灌水し仕上げなければならない。尚、根本周辺に低木等を植栽する等、水鉢の範囲や形状に影響がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

（5）樹木植付け後、支柱を取り付ける場合は水極め後に仮結束を行い、根鉢の沈下が治まったことを確認し本結束を行わなければならない。

（6）排水不良、地下水位が高い場合等、悪条件の箇所がある場合の植付けは、監督職員に報告し、指示に従い必要な処置を講じなければならない。

１０．　請負者は、支柱の取付けにあたって下記の事項に準じること。

（1）支柱は別途定める設計図書に示されたとおり、堅固に施工しなければならない。

（2）竹支柱の場合は全て先端部を節止めとし、結束部には竹にのこぎり目を入れるなどして縄の誘導を防がなければならない。

（3）八ツ掛支柱等は丸太毎に樹幹、主枝又は他の丸太と交差する部位の何れか２箇所以上で結束しなければならない。

（4）支柱丸太を番線で結束する際は、番線の余分な部分を切除する。また、切断部を支柱側に折り曲げ打ち込む等、切断部が外側に向かないよう施工しなければならい。

第５節　樹木整姿工

第１項　　一般事項

１．　本節は、樹木整姿工として、高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．　請負者は対象となる植物の特性、周辺状況、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物に及ぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。

３．　請負者は、発生する剪定枝葉、残材の運搬及び処分については設計図書によらなければならない。

４．　本市所管の樹木等の維持管理工事については、各作業とも監督職員の指示した時期に行わなければならない。

５．　請負者は監督職員と協議のうえ、作業単位を定め作業終了毎に確認を受けなければならない。

第２項　　材　　料

１．　樹木整姿に使用する材料については下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

第３項　　高中木整姿工

１．剪定にあたっては下記の事項に留意すること。

（１）公園樹木は特に修景及び管理上、規格形あるいは強剪定をする必要のある場合を除き自然形に仕立てるものとする。

（２）腐れや不定芽の発生原因となる［ぶつ切り］は行わない。

（３）下枝の枯死を防ぐため、上方を強く、下方を弱く剪定する。

（４）太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所より数十 cm 上を予め切断し、枝先の重量を軽量化したうえで切返しを行い切除する。

（５）剪定時の基本的な対象枝（ひこばえ・幹吹き・ふところ枝・下り枝・交差枝・平行枝・からみ枝・枯損枝）に加え、成育、樹形形成の阻害要因となる徒長枝は剪除する。

（６）成育空間に制約があり、樹木を一定の自然形に保つ必要がある樹木については、側枝の整理を行い、必要に応じて主枝（骨格枝）の更新による樹木の骨格づくりを行うこととする。

（７）枝透かしを行う場合には、樹幹の形姿構成上不必要な枝を透かすことを第一とし、原則その枝のつけ根より切り取る。

（８）切返しを行う場合は、適正な分岐点より長い方の枝をつけ根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は、新生枝の発生がある場所を発見し、その部分より先端の枝を切り取る。

(10)下記に該当する枝は樹木、樹形の如何によらず剪除するものとする。

１)枯れ枝

２)病害虫に侵されている枝

３)危険が予想される枝(折れている等)

４)通風、採光、架線、人や車両の通行等の障害となる枝

５)照明柱、遊具、ベンチ等の機能に支障をきたす枝

６)成長の止まった弱小の枝

７)樹冠、樹形形成上及び生育上不必要な枝

(11)松の剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。

１)松の剪定時期、剪定目的、仕立て等は監督職員の指示によるものとする。

２)剪定は徒長枝、からみ枝、車枝に注意して行うとともに、特に１年枝は全体の樹形を考慮しながら枝先剪定を行うこと。

(12)フジの剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。

１)フジの剪定時期、剪定目的、仕立て等は、監督職員の指示によるものとする。

２)剪定にあたっては、枯枝、混み枝、徒長枝及び藤棚から外へ伸びた枝や垂れ下がった枝を切除し必要に応じて誘引結束を行うものとする。なお、花芽分化時期(概ね６～７月)以降については、可能な限り花芽(分化見込みのものを含む)残すように注意すること。

３)剪定の際主幹や主枝に病気や腐朽を発見したときは、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(13)請負者は作業にあたって、人・動物・建造物・車両・電線及び通信線等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

(14)請負者は、作業用機械器具(高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等)などは各作業に適するものを使用することとする。特に下記の事項のような場合は安全対策に留意すること。

１)側枝や徒長枝等、樹全体に先端部分のみを剪定する場合、脚立(3m)の届かない場所においての剪定を行う場合。

２)主幹や主枝などの骨格の大枝切戻し剪定を行う場合、作業を行う周辺状況が悪条件下と判断される場合。

３)高木になった樹木において剪定する場合、地上波からの第一枝(主枝)が脚立や一本梯子を使用しても届かない時や、極端に主枝が少なく人力において剪定が不可能とされる場合。

４)高木になった樹木で込み入った枝が多く樹形の外側からのみ剪定が行える場合。

５)その他、監督職員が作業用機械器具(高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等)による剪定を指示した場合。

第４項　低木整姿工

１．　低木整姿は樹木整理、成育状態等を考慮しながら、低木類等の樹形を整える目的で行うものである。

２．　請負者は、刈込機械を使用する場合に、切り口に乱れや刈残し等が生じたときは、切り直しを行わなければならない。

（１）　請負者は、低木整枝にあたり、仕上げの高さ、樹形等は監督職員の指示に従い、不揃いとならないよう丁寧に行わなければならない。尚、特に指定のない場合の仕上げ高さ等は、地表面より 100cm 以下を基準とする。

（２）　請負者は、樹高が著しく高くなっている場合において、樹高の切下げを行う場合は、太枝の切除も行いながら、全体の樹形を整え刈込を行う。太枝の切断は剪定鋸等にて丁寧に行い、監督職員の指示の下指定する高さに揃えなければならない。

（３）　請負者は作業にあたっては、周囲の状況に細心の注意を払い、保安施設を設ける等、通行者・通行車両等の安全確保に努めなければならない。また、作業機器等で人・動物・建造物・車両・電線及び通信線等に損傷を与えないよう注意すること。

（４）　病害枝は予め剪除しなければならない。

第６節　除草工

第１項　公園除草

１．　除草を行う際は高刈とならないよう作業を行うこと。また監督職員より是正指示がなされた場合は速やかに応じ適切に施工しなければならない。

２．　除草後の刈草を乾燥させる場合は集草し公園利用の妨げとならないようにしなければならない。

３．　刈草の処分は乾燥開始日より１週間以内に行うことものとする。しかし、雨天等の影響により搬出日が１週間を超える場合は監督職員に連絡・協議するものとする。

４．　搬出時は積み残しのないよう清掃を行い処分場へ運搬すること。

５．　施工時期の標準は７月下旬～８月上旬の間に１回、９月中旬～１０月上旬の間に１回の計２回とす。監督職員より別途指示があった場合はそれに従い日程の調整を図るものとする。また、施工実施が規定期間外になる場合は監督職員と協議するものとする。

６．　施工中は事故のないよう作業員同士の間隔をあけ作業を行うものとする。

７．　作業中は他の利用者が進入しないよう出入口をカラーコーン等で締め切ること。

８．　除草作業については、監督員の指示がない限り除草剤を使用してはならない。

第７節　処分工

１．　請負者は、工事・作業に伴い発生した剪定枝・刈込枝・伐採樹木等(以下、発生木材という)は設計図書の指示する場所に運搬処分しなければならない。

２．　請負者は、発生木材の運搬処分にあたっては、運搬処分先の受入基準に基づき、適切な運搬車両を使用するとともに、受入施設の基準を遵守し、適切に分別運搬を行わなければならない。

３．　請負者は、発生木材の運搬処分にあたっては、荷台をシート等で覆う等の適切な飛散防止対策を講じなければならない。

４．（１）本業務の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（２）本業務の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

①　受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

②　受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

③　発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

④　受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。

⑤　受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間
剪定枝 φ8cm未満、L＝1.0m未満	大和郡山市清掃センター	6.9km	11:00～12:00、13:00～16:00 夜間不可・休日不可 受入休止日（土曜・日曜・祝日）
伐採木 φ8cm以上	(株)I・T・O	9.2km	8:00～17:00 夜間不可・休日不可 受入休止日（日曜・祝日）

５．　請負者は処理施設への搬入にあたって、施設の受入日、時間等に留意し、搬入可能時間内に持ち込めるよう作業を行わなければならない。また、搬入作業が円滑に行われるよう監督職員及び搬入先と搬入計画（搬入日、搬入量等）を十分調整し、搬入するものとする。

６．　請負者は、処分先への搬入時に重量による計量を行うとともに、計量伝票を工事・業務関係書類と

して監督職員に提出しなければならない。また、重量計測でなく見かけのかさ量で計量する場合も同様とする。

７．　請負者は、発生木材の搬入・処理状況の写真を工事・業務関係書類とともに提出しなければならない。

８．　大和郡山市クリーンセンターへの持ち込み条件は以下のものとする。

（１）生木は長さ 1m、直径 8cm 以内のものに限る。竹類に関しては長さ 40cm 以内とする。

（２）「直径 3cm 以内の枝類」と「直径 3～8cm 以内の生木」は分けて搬入すること。

（３）搬入にあたっては、搬入許可書(公文書)の写しを持参すること。

９．　搬入時に本施設から搬入基準逸脱等の指摘を受けた場合、その指示に従うとともに、監督職員に速やかに報告しなければならない。

10.　請負者は、搬入先施設が受入停止期間中であり、その期間中でも作業を行う必要がある場合は、剪定枝等の保管、運搬等については、予め監督職員と協議すること。

第８節　提出書類

１．　業務完了時の提出書類は、各期限内に提出しなければならない。日報・各業務写真を提出すること。また、提出写真については作業前・作業中及び作業後に撮影したものとする。

２．　廃棄物処分の完了を証明する書類として、指定処理施設が発行する伝票の写しを提出すると。

３．　交通誘導員の配置をする必要がある場合は、配置した証明書類として警備報告書の写しを提出すること。

４．　現場代理人配置の際は、現場代理人通知書を提出し施工現場に常駐させること。現場代理人等に関する提出書類については下記参照のこと。

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽維持管理業務)に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連)を参照。

第９節　業務着手

１．　本業務等については、契約締結後１４日以内に着手しなければならない。

本業務において、着手とは監督職員との打合せ又は現地確認等を行うことを指すものとする。

２．　作業時間は原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時を厳守すること。尚、日曜日・祝日は休日する。

３．　請負者は、作業中において自治会又は近隣住民より追加要望の申し出が有る場合、速やかに監督職

員に連絡し、指示を待つものとする。

４．　施工箇所に隣接する家屋等がある場合、隣接者へ作業の事前連絡を行うこととする。連絡方法は指定しないが、作業日より１週間程度前に連絡することを基準とする。

第１０節　安全管理

第１項　安全諸基準

１．　安全管理において奈良県土木部編集の土木工事共通仕様書（案）を参照し安全管理に努めること。

２．　請負者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針を参考にして常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

上記指針の他、工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に施工すること。

第２項　事前準備

１．　事前調査に関して、作業計画の作成にあたり予め設計図書に明示された事項に対する事前協議を行い、安全確保のための施工条件等を把握すること。

２．　業務施工にあたり現道を使用する場合は道路使用許可等を受け、許可条件に適合した設備の確保、必要に応じて保安要員の配置をすること。特に第三者の安全に十分留意すること。

３．　組織編成及び業務分担に関して指揮命令系統を明確にし、非常時の連絡先を明記しておくこと。

４．　施工において必要人員を確保するともに、技術・技能のある人員を確保すること。
やむを得ず不足が生じるときは、施工計画・業務工程・施工体制・施行機械について、対応策を検討すること。

５．　業務工程は、作業準備から作業終了まで安全作業を十分考慮し作成すること。

６．　安全管理活動に関して、各作業での各種事故を未然に防止するため次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

①　事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
②　安全朝礼（全体的指示伝達事項）
③　安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
④　安全点検
⑤　作業中の指導監督
⑥　安全訓練等の実施
⑦　終業時の確認（後片け状況、防護設備の確認等）
⑧　写真撮影し日報に記録すること。

７．　安全管理に関して、請負者は工事着手時において下記の各号を参考に安全管理を推進すること。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2) 当該工事内容等の周知徹底

(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

(4) 当該工事による災害対策訓練

(5) 当該工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

８． 作業時の安全確保について、作業器具の安全点検・整備を行い、作業帽等保護具を必ず携帯し、必要時には必ず使用すること。

（別紙）

令和6年6月21日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部		○		○			○	○
	奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○			○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建設 (株)	葛城市中戸39番地			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリーンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向渕2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13　汚泥は発生現場で固化処理すること（車両搭載型攪拌固化機）		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和6年6月21日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2　産業廃棄物の発生現場での処理に限る（車両搭載型溶融施設）	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市薗生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 疋田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市薗生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部,581-1の一部,櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和6年6月1日現在、各ホームページにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。
許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。
※1廃タイヤに限る　※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る　※3建設系伐採木に限る　※4廃石綿を含む

（別紙）

令和7年4月1日 以降　建設発生土受入業者一覧

会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設（株）	奈良市上深川町655-1他6
森高建設（株）	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869－1外4筆
	奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産（株）	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市條331
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設（株）	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和営繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設（株）	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発（株）	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル（株）	宇陀市菟田野稲戸442番地　他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部　元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小橡615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

・一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和7年4月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。

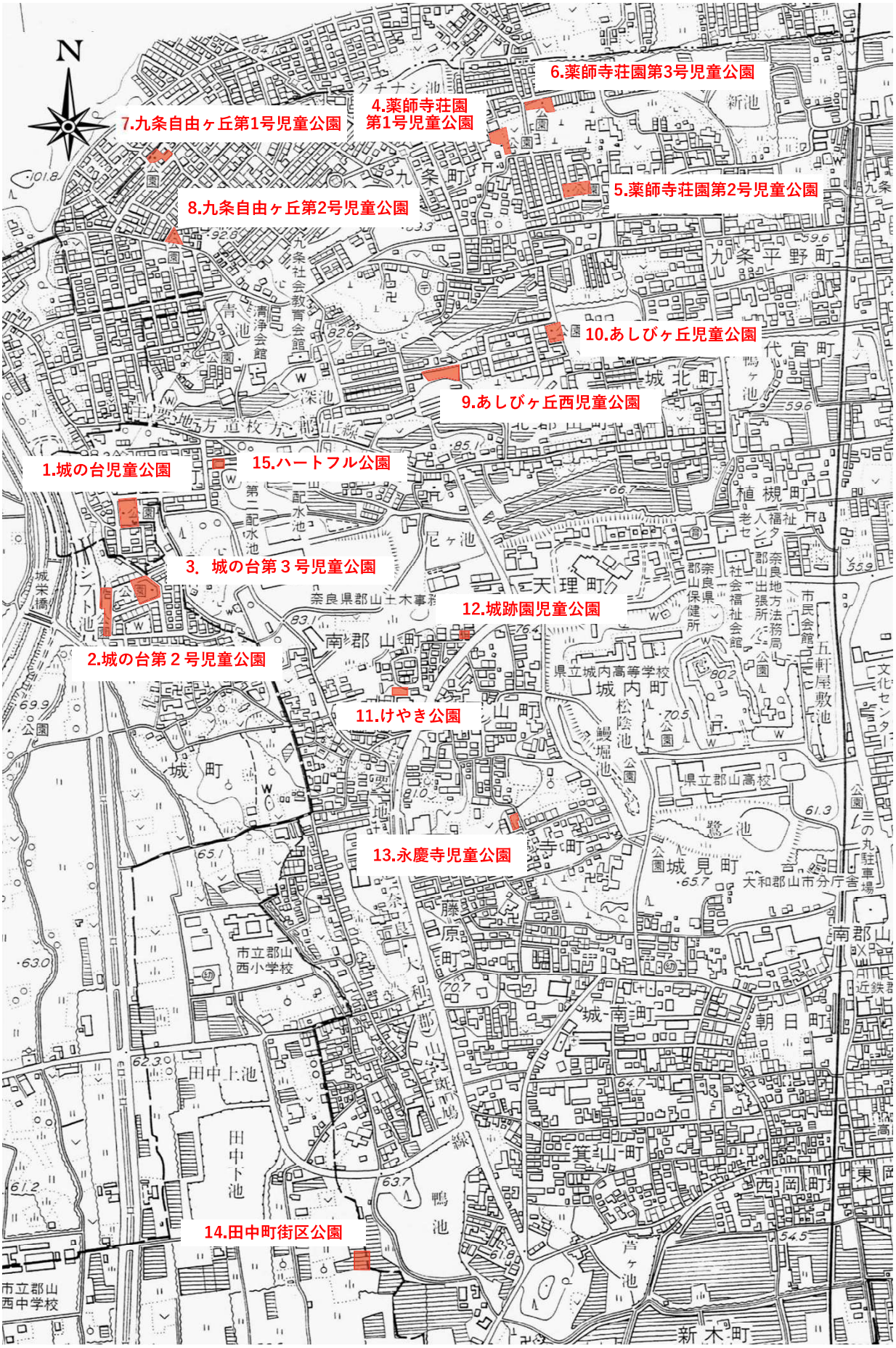
N
6.薬師寺荘園第3号児童公園
4.薬師寺荘園
第1号児童公園
7.九条自由ヶ丘第1号児童公園
5.薬師寺荘園第2号児童公園
8.九条自由ヶ丘第2号児童公園
10.あしびヶ丘児童公園
9.あしびヶ丘西児童公園
1.城の台児童公園
15.ハートフル公園
3. 城の台第３号児童公園
12.城跡園児童公園
2.城の台第２号児童公園
11.けやき公園
13.永慶寺児童公園
14.田中町街区公園

Ｄブロック　位置図

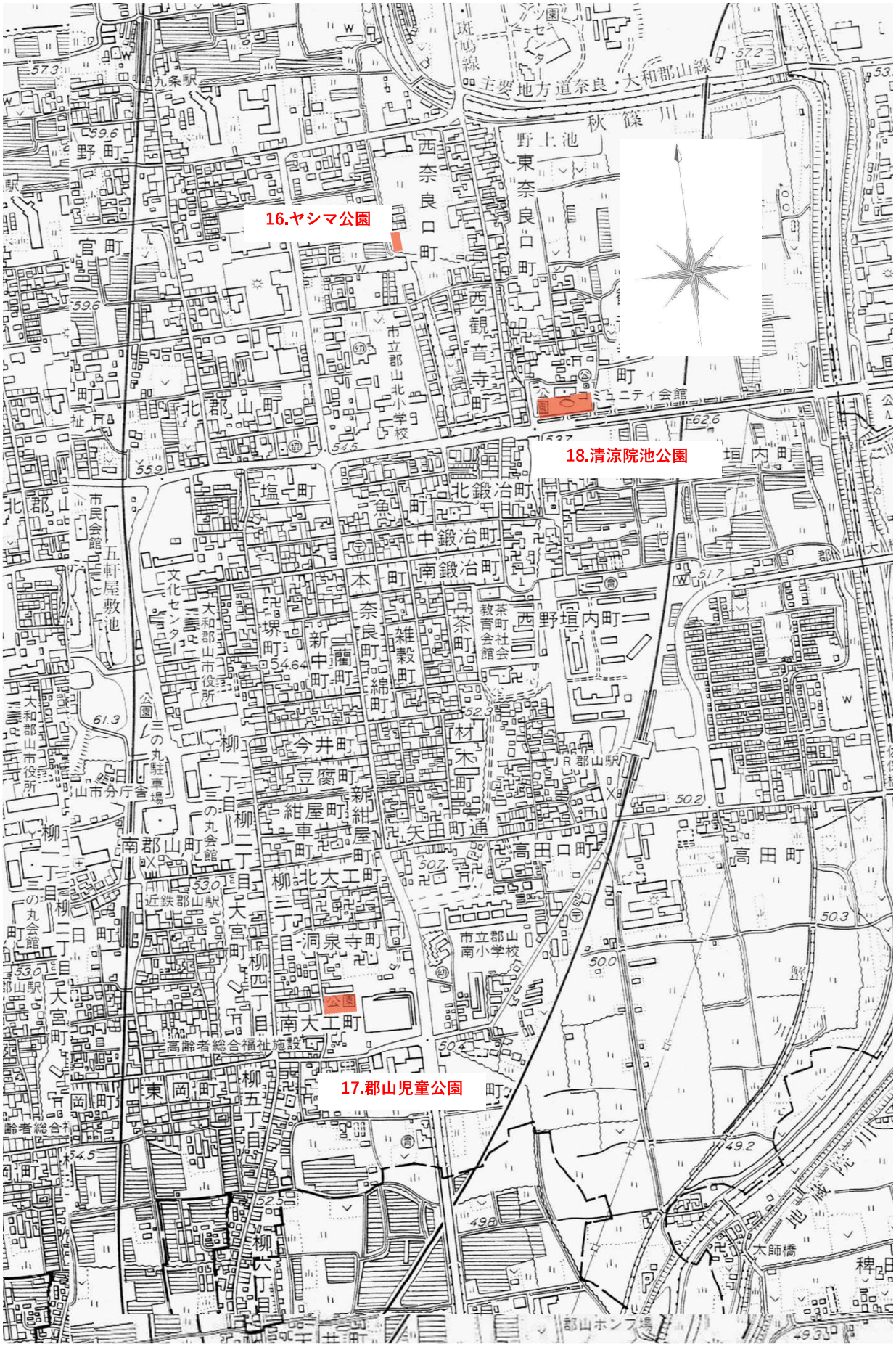
16.ヤシマ公園
17.郡山児童公園
18.清涼院池公園
主要地方道奈良・大和郡山線
秋篠川
JR郡山駅
近鉄郡山駅
高田町
高田口町
地蔵院川
太師橋
郡山ホンブ場
郡山北小学校
郡山南小学校
高齢者総合福祉施設
コミュニティ会館
茶町社会教育会館
文化センター
大和郡山市役所
郡山市役所
市民会館
三の丸駐車場
三の丸会館
五軒屋敷池
野上池
九条駅
西奈良口町
東奈良口町
西観音寺町
北郡山町
南郡山町
柳二丁目
柳三丁目
柳四丁目
柳五丁目
柳六丁目
大宮町
今井町
豆腐町
紺屋町
新紺屋町
車町
北大工町
南大工町
洞泉寺町
矢田町
材木町
北鍛冶町
中鍛冶町
南鍛冶町
魚町
本町
奈良町
綿町
雑穀町
茶町
新中町
塩町
堺町
西野垣内町
垣内町
東岡町
岡町
官町
野町

Dブロック　位置図

事　業　費　総　括　表

大和郡山市

課長		課長補佐		課長補佐		係長		主査		検算		設計	

年月日	令和7年度	業務概要	植栽工　1式 除草工　1式 樹木整姿工　1式
委託番号	第　　号		
公園・街路名	城の台児童公園 他		
履行場所	大和郡山市城の台町他地内		
業務等の名称	市内公園緑地維持管理業務委託 （Dブロック）夏期剪定		

	認可	実施	摘要
事業費		円	（内消費税及び地方消費税相当額　　円）
備考			

事　業　費　総　括　表

費　　目	金　　額		摘　　要
事　　業　　費			
委託業務費		円	（内消費税及び地方消費税相当額　　円）
本工事費			
附帯工事費			
測量及び設計費			
用地費及び補償費			
機械器具費			
営繕費			
換地諸費			
工事雑費			
事　　務　　費			

本　工　事　内　訳　書

工事区分	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費	公園工事							場所区分:補正なし
		植栽工		式	1			A-　1号内訳書
					1			
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費		式	1			
工事価格								
消費税相当額								
合計額								

間　接　工　事　明　細　書

設　計　条　件

工　　種	公園工事	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額	
場所区分	補正なし	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	0%から5%以下	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算　出　基　礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数３位四捨五入２位止めとする。

共　通　仮　設　費　＝　対象額×率
＝　　×　％
＝

対象額　＝　直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費－共通仮設費対象外額－支給共仮費対象外額＋準備費処分費－処分除外費
＝　　＋　＋　－　－　＋　－
＝

率　　＝　対象額による率×地域補正係数
＝　　％×
＝　　％×　→　　∴　％

対象額による率　＝　　％

現　場　管　理　費　＝　対象額×率
＝　　×　％
＝

対象額　＝　直接工事費＋共通仮設費＋支給品費＋支給品費(現)－現場管理費対象外額－支給現場費対象外額－処分除外費
＝　　＋　＋　＋　－　－　－
＝

率　　＝　対象額による率×地域補正係数
＝　　％×
＝　　％×　→　　∴　％

対象額による率　＝　　％

間　接　工　事　明　細　書

算　出　基　礎

一　般　管　理　費　＝　対象額×率＋対象額×契約保証補正値
＝　　×　％＋　　×　％
＝

対象額　＝　工事原価－一般管理費対象外額－処分除外費＋一般管理補正額
＝　　－　　－　　＋
＝

率　　＝　対象額による率×前払補正
＝　　％×
＝　　％×　　→　　∴　％

対象額による率　＝　　％

A-　1号　　1式当たり　　内訳書

植栽工

名　称	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
除草工		式	1			B-　1号明細書
樹木整姿工		式	1			B-　2号明細書
処分工		式	1			B-　3号明細書
計						

B-　1号　　1式当たり　　明細書

除草工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
公園除草		式	1			B-　4号明細書
計						

B-　2号　　1式当たり　　明細書

樹木整姿工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
藤棚整姿工		式	2			B-　5号明細書
低木整姿工		式	1			B-　6号明細書
支障木伐採工		式	1			B-　7号明細書
トラッククレーン・高所作業車		式	1			B-　8号明細書
計						

B-　3号　　1式当たり　　明細書

処分工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
枝葉等処分	φ8cm未満　L=1.0m未満	kg	4,434			
伐採木処分	φ８ｃｍ以上	m3	7.5			C-　1号単価表
計						

B-　4号　　1式当たり　　明細書

公園除草

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
機械除草Ⅰ	(総　合)	㎡	11,150			C-　2号単価表
機械除草Ⅱ	(総　合)	㎡	1,468			C-　3号単価表
計						

B-　5号　　1式当たり　　明細書

藤棚整姿工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
藤棚剪定		箇所	3			C-　4号単価表
計						

B-　6号　　1式当たり　　明細書

低木整姿工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
生垣機械刈込	高さ 0.75m以上1.5m未満	m	10			C-　5号単価表
低木(寄植え)機械刈込	高さ 1.5m未満	㎡	295			C-　6号単価表
計						

B-　7号　　1式当たり　　明細書

支障木伐採工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
支障木のﾁｪｰﾝｿｰ伐採	幹周90cm以上120cm未満	本	2			C-　7号単価表
計						

B-　8号　　1式当たり　　明細書

トラッククレーン・高所作業車

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ賃料	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型	日				
高所作業車賃料（自走式ﾘﾌﾄ）	ﾎｲｰﾙ ﾌﾞｰﾑ型	日				
計						

C-　1号　　100m3当たり　　単価表

伐採木処分

φ８ｃｍ以上

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
運搬（伐木除根）	機械施工、無し、無し、10.5km以下	m3	100			施工P-01
	積込条件:機械施工 除根作業の有無:無し DID区間の有無:無し					
	運搬距離:10.5km以下					
産業廃棄物受入単価	中間(選別破砕処分),幹 条件有り	m3	100			
計						
１m3当たり						

C-　1号単価表(施工P-01)　　積算単位:m3　　標準単価:

運搬（伐木除根）／機械施工、無し、無し、10.5km以下

積込条件:機械施工、除根作業の有無:無し、DID区間の有無:無し、運搬距離:10.5km以下

名称／規格		単位	構成比	単価(東京)	単価	摘要
機械K			59.50			
K 1	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(深あおり・土砂禁止)ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ／10t積級+良好:ﾀｲﾔ損耗費及び補修費	供/日	59.50			
K 2						
K 3						
K 4						
K 5						
労務R			29.20			
R 1	運転手(一般)	人	29.20			
R 2						
R 3						
R 4						
R 5						
材料Z			11.30			
Z 1	軽油	L	11.30			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場S						

$$
\begin{aligned}
P' = \ & \times \left\{ \left(\frac{59.50}{100} \times \text{----------} \right) \times \frac{59.50}{59.50} \right. \\
& + \left(\frac{29.20}{100} \times \text{----------} \right) \times \frac{29.20}{29.20} \\
& + \left(\frac{11.30}{100} \times \text{----------} \right) \times \frac{11.30}{11.30} \\
& \left. + \frac{100-59.50-29.20-11.30}{100} \right\} =
\end{aligned}
$$

C-　2号　　1,000㎡当たり　　単価表

機械除草Ⅰ

（総　合）

名　称	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
軽作業員		人				
草刈機 肩掛式		運/日				
ﾄﾗｯｸ運転費	普通型	hr	1.6			F-　1号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1㎡当たり						

C-　3号　　1,000㎡当たり　　単価表

機械除草Ⅱ

（総　合）

名　称	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
軽作業員		人				
草刈機 肩掛式		運/日				
草刈機 ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 笹/ﾖｼ等用		運/日				
ﾄﾗｯｸ運転費	普通型	hr	1.6			F-　1号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1㎡当たり						

C-　4号　　10箇所当たり　　単価表

藤棚剪定

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
造園工		人				
普通作業員		人				
ﾄﾗｯｸ運転費		日	0.1			F-　2号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1箇所当たり						

C-　5号　　100m当たり　　単価表

生垣機械刈込

高さ 0.75m以上1.5m未満

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
造園工		人				
普通作業員		人				
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ	L	1.5			
機械損料	ﾊﾞﾘｶﾝ式刈込機 1.2ps	日				
ﾄﾗｯｸ運転費		日	0.1			F-　3号運転費
諸雑費		式	1			
計						
１ｍ当たり						

C-　6号　　100㎡当たり　　単価表

低木(寄植え)機械刈込

高さ 1.5m未満

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
普通作業員		人				
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ	L	1.2			
機械損料	ﾊﾞﾘｶﾝ式刈込機 1.2ps	日				
ﾄﾗｯｸ運転費（樹木整姿工）		台	0.27			F-　4号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1㎡当たり						

C-　7号　　10本当たり　　単価表

支障木のﾁｪｰﾝｿｰ伐採

幹周90cm以上120cm未満

名　称	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
造園工		人				
普通作業員		人				
ﾁｪｰﾝｿｰ運転費（支障木の伐採・抜根）		日	1.25			F-　5号運転費
諸雑費		式	1			
計						
１本当たり						

F-　1号　　1hr当たり　　運転費

ﾄﾗｯｸ運転費

普通型

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
運転手(一般)		人				
軽油		L	3.9			
ﾄﾗｯｸ 普通型		hr				
計						

F-　2号　　1日当たり　運転費

ﾄﾗｯｸ運転費

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油		L	28.2			
運転手(一般)		人				
ﾄﾗｯｸ 普通型		供/日				
諸雑費		式	1			
計						

F-　3号　　1日当たり　運転費

ﾄﾗｯｸ運転費

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽油		L	28.2			
運転手(一般)		人				
ﾄﾗｯｸ 普通型		hr				
諸雑費		式	1			
計						

F-　4号　　1台当たり　　運転費

ﾄﾗｯｸ運転費（樹木整姿工）

名　称	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
運転手(一般)		人				
軽油		L	25			
ﾄﾗｯｸ 普通型		hr				
計						

F-　5号　　1日当たり　運転費

ﾁｪｰﾝｿｰ運転費（支障木の伐採・抜根）

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
特殊作業員		人				
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ	L	2.7			
ﾁｪﾝｿｰ ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ		運/日				
諸雑費		式	1			
計						

数 量 総 括 表

Dブロック

工種	種別	細別	名称	規格	単位	数量	枝葉	幹	摘要
植 栽 工					式	1			
	除 草 工				式	1			
		公園除草			式	1			
			機械除草Ⅰ	（総　合）	㎡	11,150	3,010 kg	0 ㎥	2回
			機械除草Ⅱ	（総　合）	㎡	1,468	396 kg	0 ㎥	2回
					式	1			
	樹木整姿工								
		藤棚整姿工			式	2			2回
			藤棚剪定		箇所	3	120 kg	0 ㎥	
		低木整姿工			式	1			
			生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	m	10	50 kg	0 ㎥	機械刈り
			寄植剪定	H=1.5m未満	㎡	295	738 kg	0 ㎥	機械刈り・手刈り
		支障木伐採工			式	1			2回
			支障木伐採	c=90～120	本	2	120 kg	8 ㎥	ｸｽﾉｷ

φ８ｃｍ未満、Ｌ＝1ｍ未満**処分費合計（kg）** **4,434 kg**

φ８ｃｍ以上、Ｌ＝1ｍ以上**処分費合計（㎥）** **7.5 ㎥**

数量計算書

	Dブロック				樹　種		処 分 量		
No	公　園　名	工種	規格	数　量	落　常　針	回　数	枝葉(kg)	幹(㎥)	摘要
1	城の台児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	260 ㎡		2	140	0	
		藤棚剪定		1 箇所		2	40	0	
		支障木伐採	c=90～120	2 本		1	120	7.5	ｸｽﾉｷ
2	城の台第2号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	540 ㎡		2	292	0	
3	城の台第3号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	690 ㎡		2	373	0	
4	薬師寺荘園第1号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	680 ㎡		2	367	0	
5	薬師寺荘園第2号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	240 ㎡		2	130	0	
6	薬師寺荘園第3号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	240 ㎡		2	130	0	
7	九条自由ヶ丘第1号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	400 ㎡		2	216	0	
8	九条自由ヶ丘第2号児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	79 ㎡		2	43	0	
9	あしびヶ丘西児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	833 ㎡		2	450	0	
		藤棚剪定		1 箇所		2	40	0	
10	あしびヶ丘児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	260 ㎡		2	140	0	
11	けやき公園	寄植剪定	H=1.5m未満	90 ㎡		1	225	0	手刈り　H=500
		藤棚剪定		1 箇所		2	40	0	
12	城跡園児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	75 ㎡		2	41	0	
13	永慶寺児童公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	250 ㎡		2	135	0	
14	田中町街区公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	150 ㎡		2	81	0	除草案内看板設置　施工1週間以上前

数量計算書

	Dブロック				樹　種		処 分 量		
No	公　園　名	工種	規格	数　量	落　常　針	回　数	枝葉(kg)	幹(㎥)	摘要
15	ハートフル公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	50 ㎡		2	27	0	
16	ヤシマ公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	190 ㎡		2	103	0	
17	郡山児童公園	機械除草Ⅱ	(総 合)	734 ㎡		2	396	0	
18	清涼院池公園	機械除草Ⅰ	(総 合)	638 ㎡		2	345	0	
		生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	10 m		1	50	0	機械刈り
		寄植剪定	H=1.5m未満	205 ㎡		1	513	0	機械刈り
							4,434	**7.50**	

φ８ｃｍ未満、Ｌ＝1m未満**処分費合計（kg）** **4,434 kg**

φ８ｃｍ以上、Ｌ＝1m以上**処分費合計（㎥）** **7.50 ㎥**

※樹木整姿工の積算について、低木整姿工に関しては、造園修景積算の手引き(一般財団法人　建設物価調査会)によるものとする。

1．寄植えの積算単位は(㎡)で、主たる仕上がり面の高さを基準に、平面的な広がり(真上から見た面積)とし、側面の刈込も含んだものとする。

2．玉物寄植えの積算単位は(株)で、単木であるか、数本のまとまりであるものかは問わず、整ったまとまりを１の単位とする。

3．生垣の積算単位は(m)で、主たる仕上がり面の高さを基準に、長さを基準とし生垣の両面、端部の刈込を含んだものとする。

1. 城の台児童公園

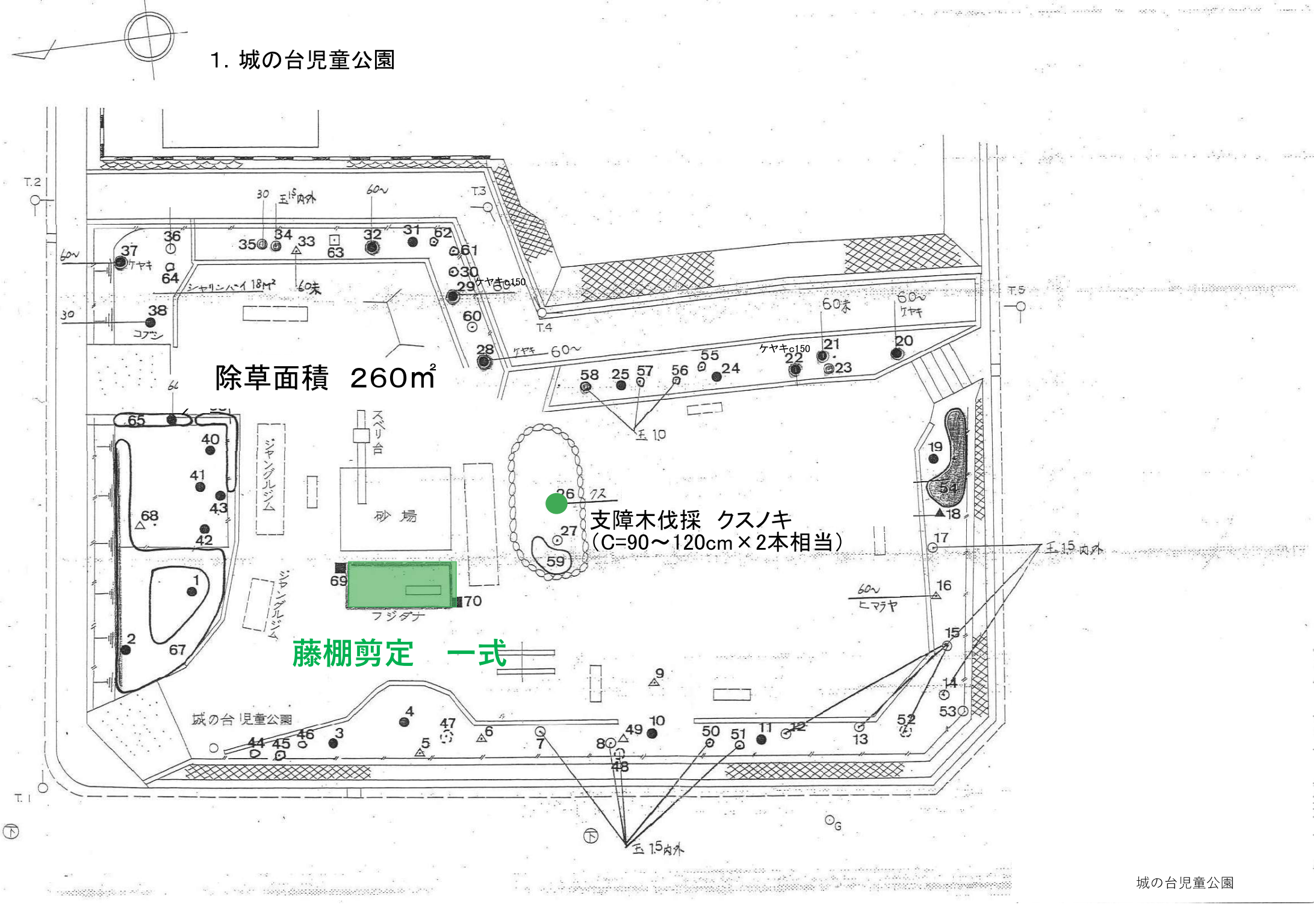
除草面積　260㎡
支障木伐採　クスノキ
（C=90～120cm×2本相当）
藤棚剪定　一式
砂場
ジャングルジム
スベリ台
フジダナ
シャリンバイ 18㎡
ケヤキc150
ヒマラヤ
城の台児童公園
T.1
T.2
T.3
T.4
T.5

2. 城の台第2号児童公園

除草面積　540㎡

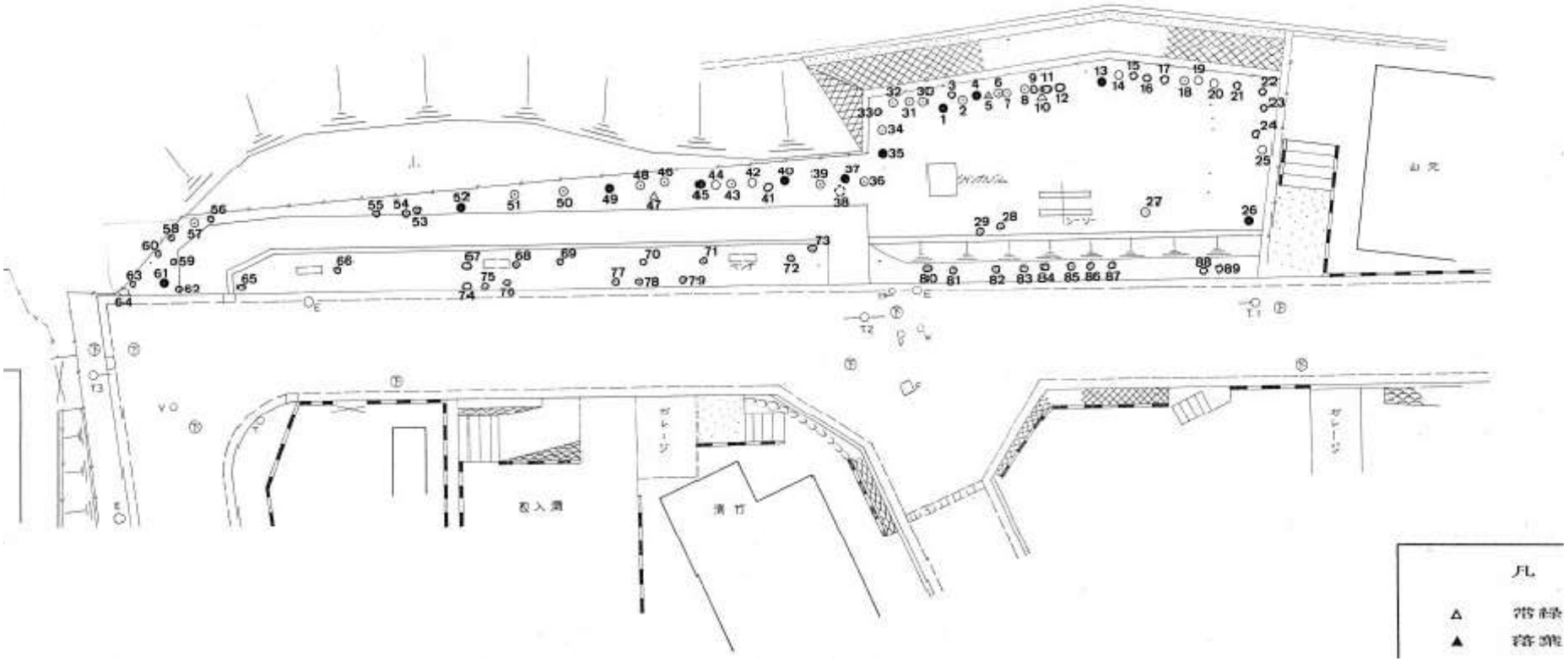

3. 城の台第3号児童公園

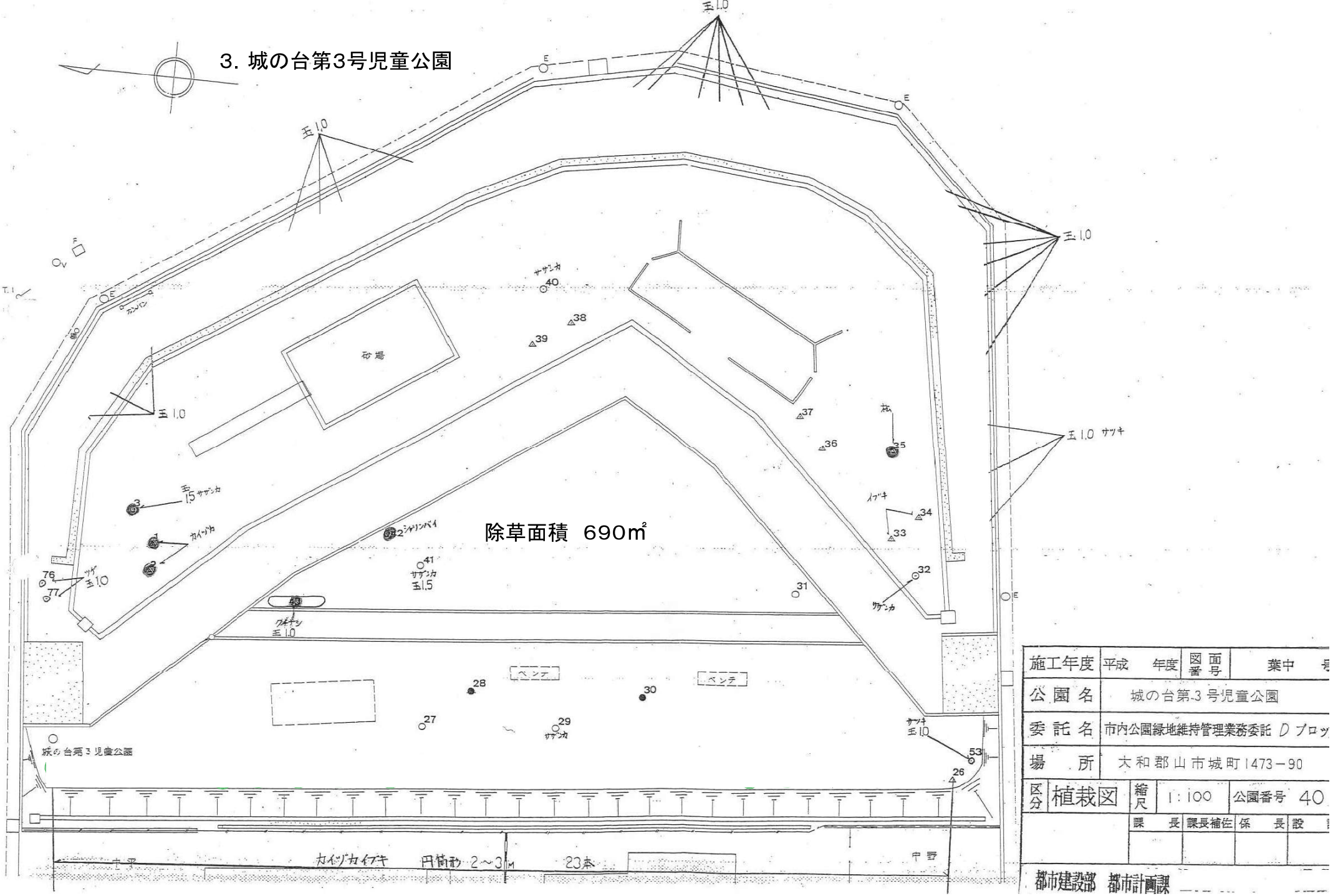

4. 薬師荘園第1号児童公園

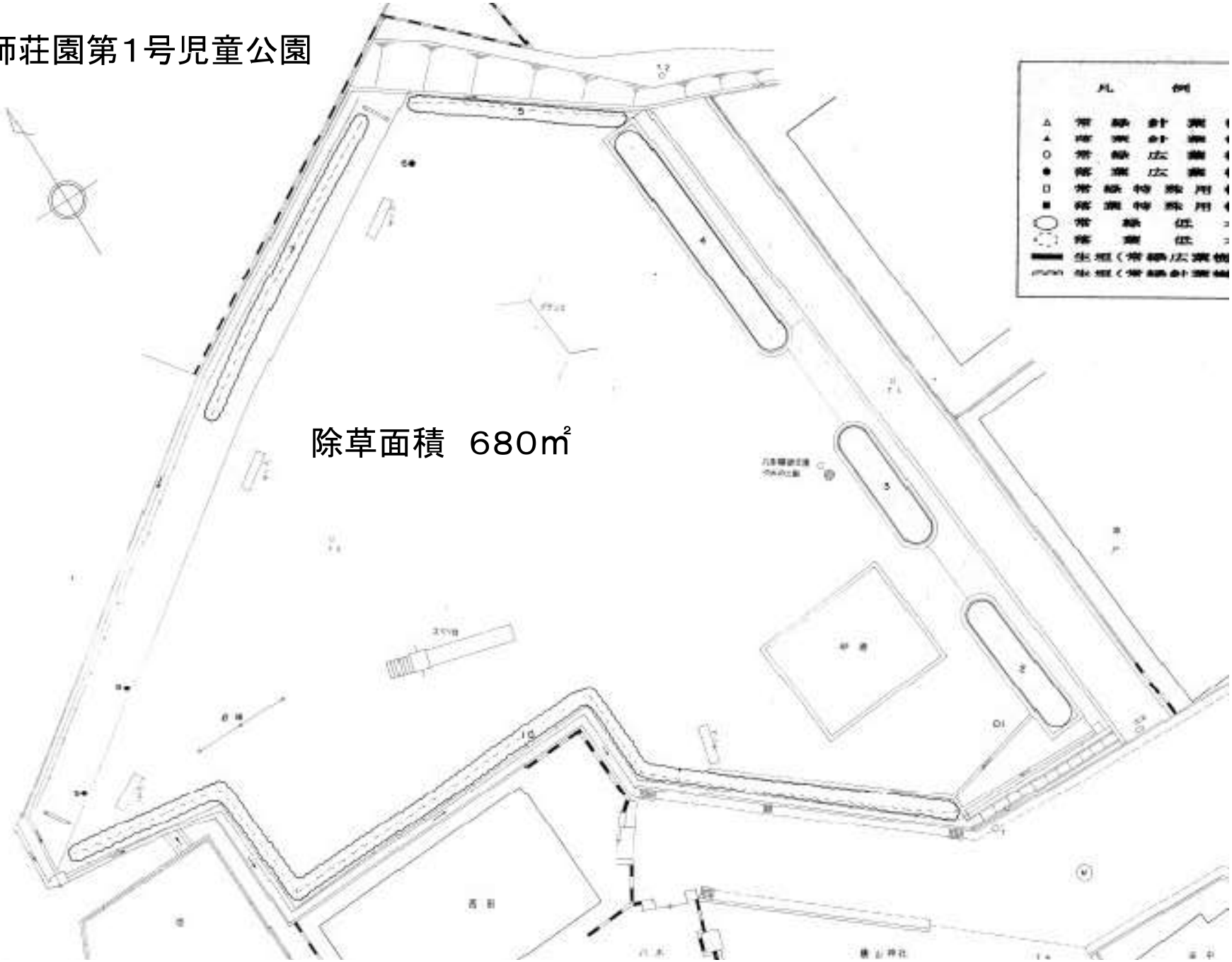

5. 薬師荘園第2号児童公園

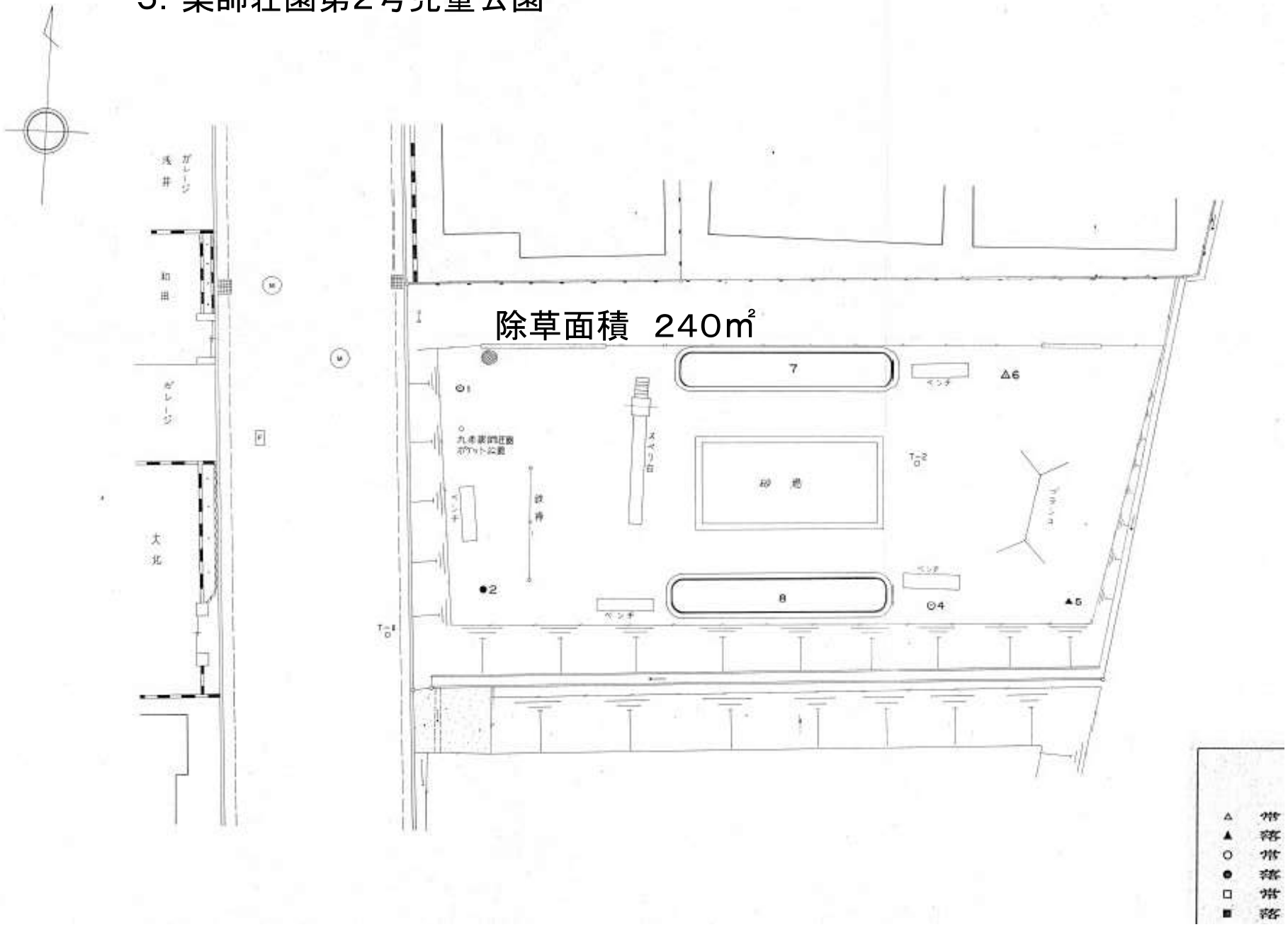

6. 薬師荘園第3号児童公園

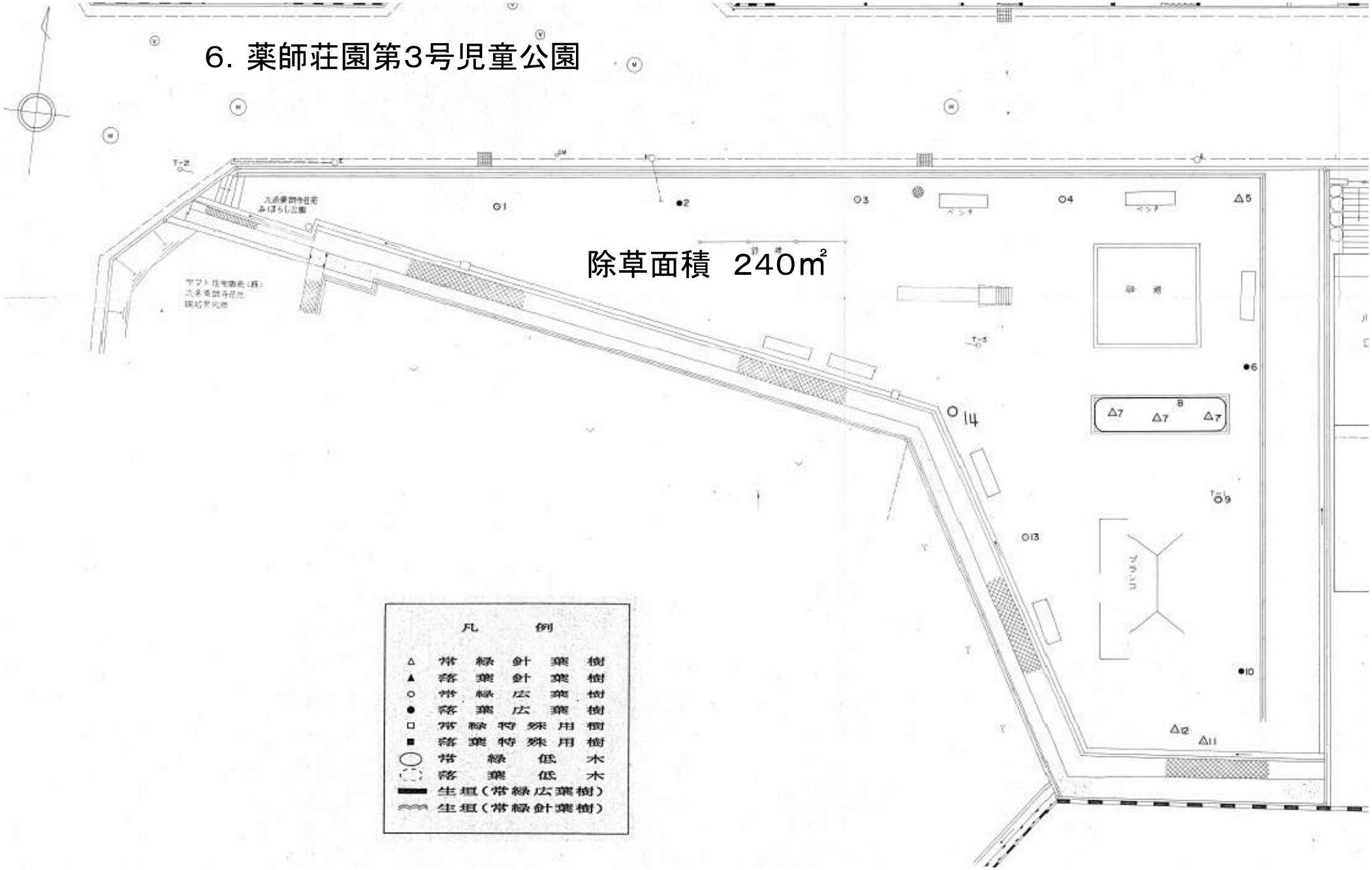

7. 九条自由が丘第1号児童公園

8. 九条自由が丘第2号児童公園

9.あしびヶ丘西児童公園

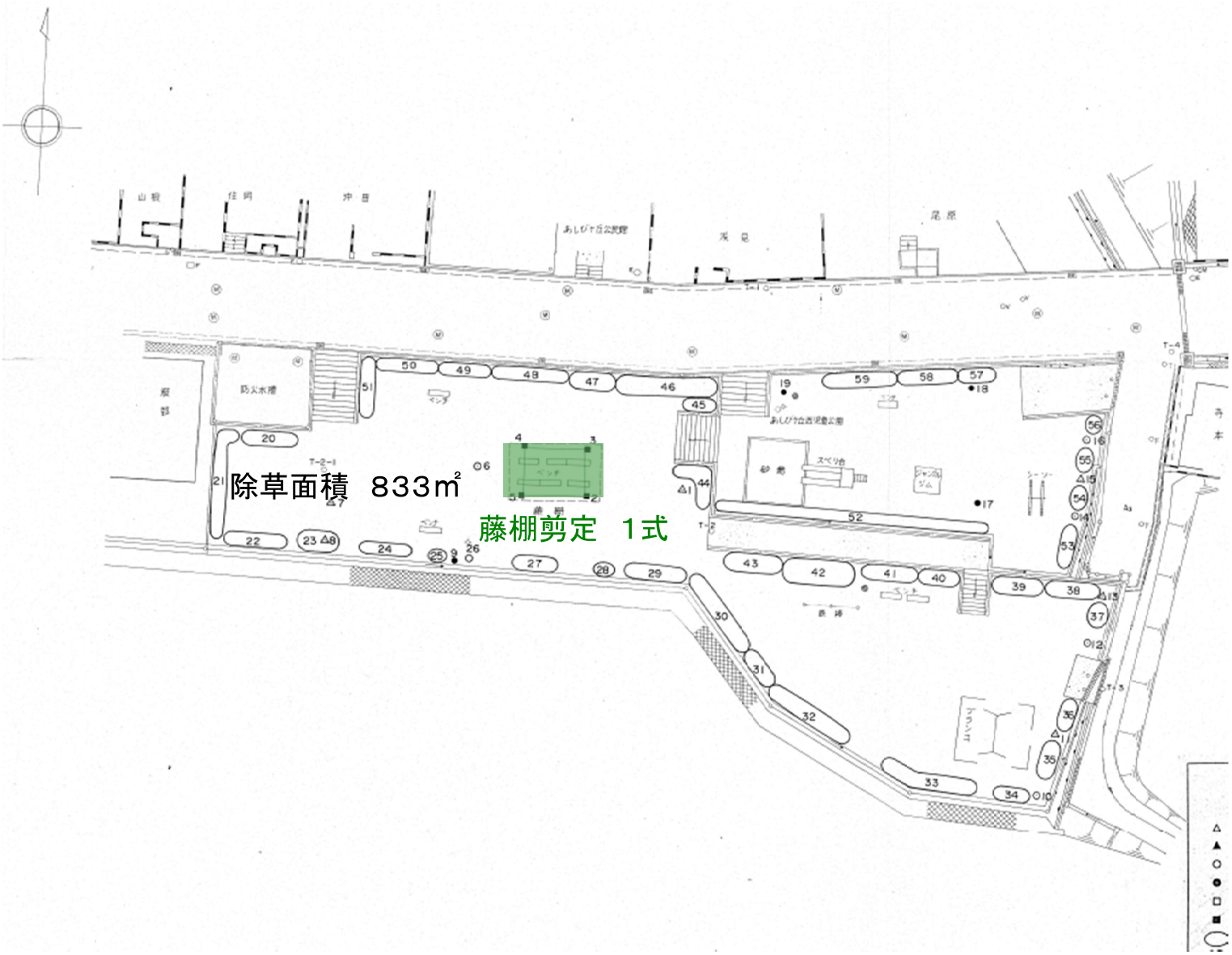

10. あしびヶ丘公園

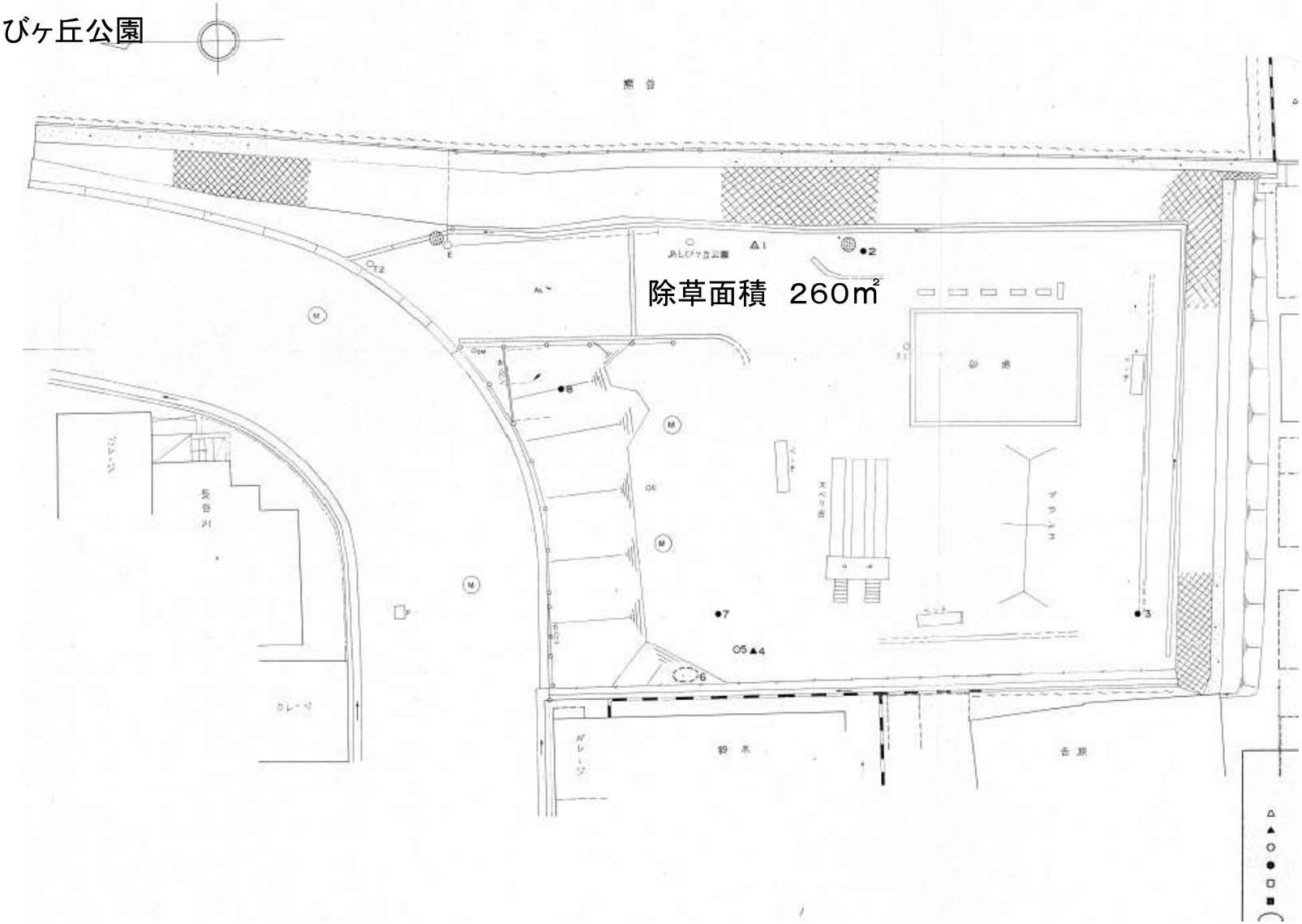

11. けやき公園

除草面積　90㎡

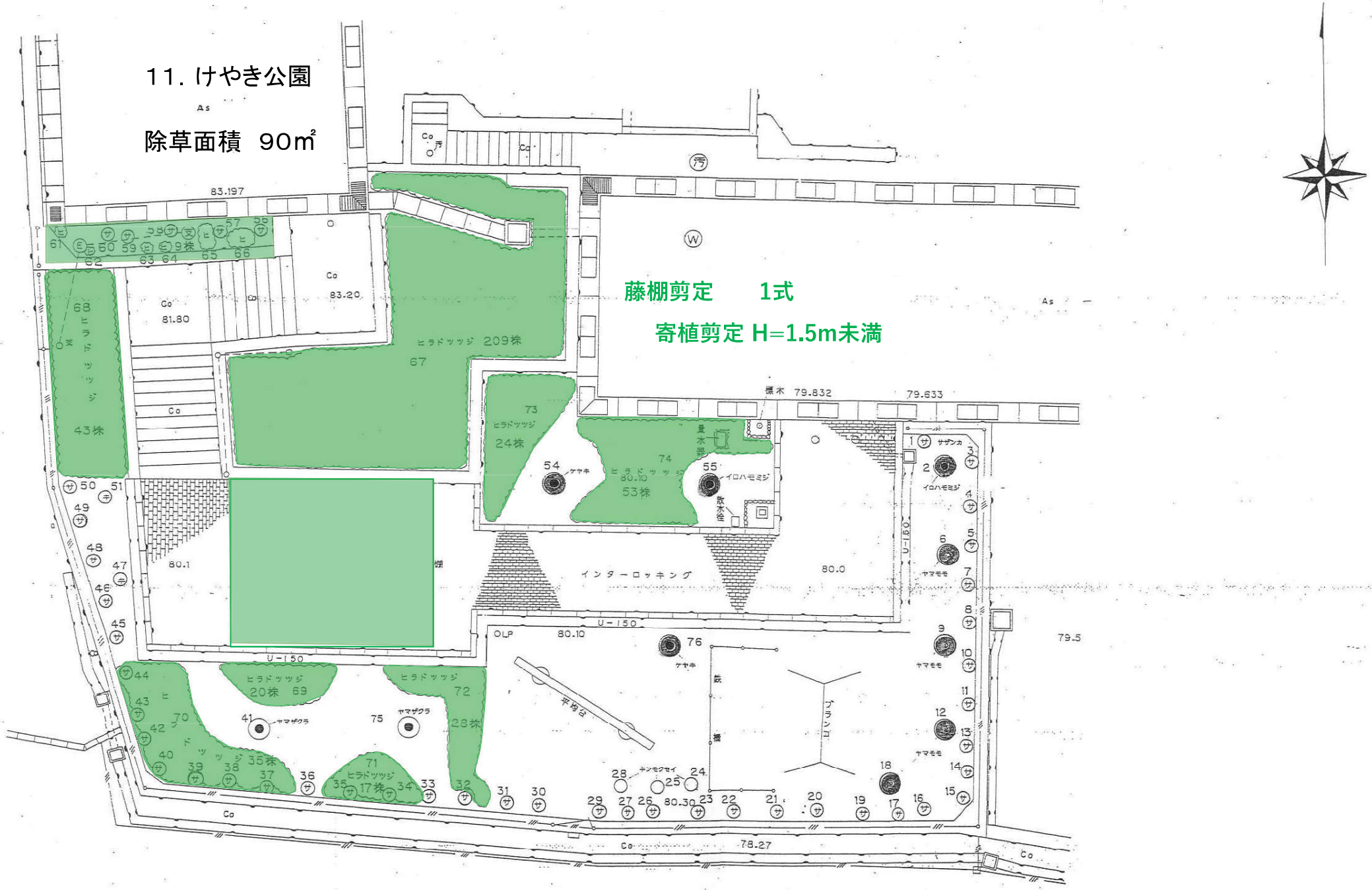

けやき公園

12. 城跡園児童公園

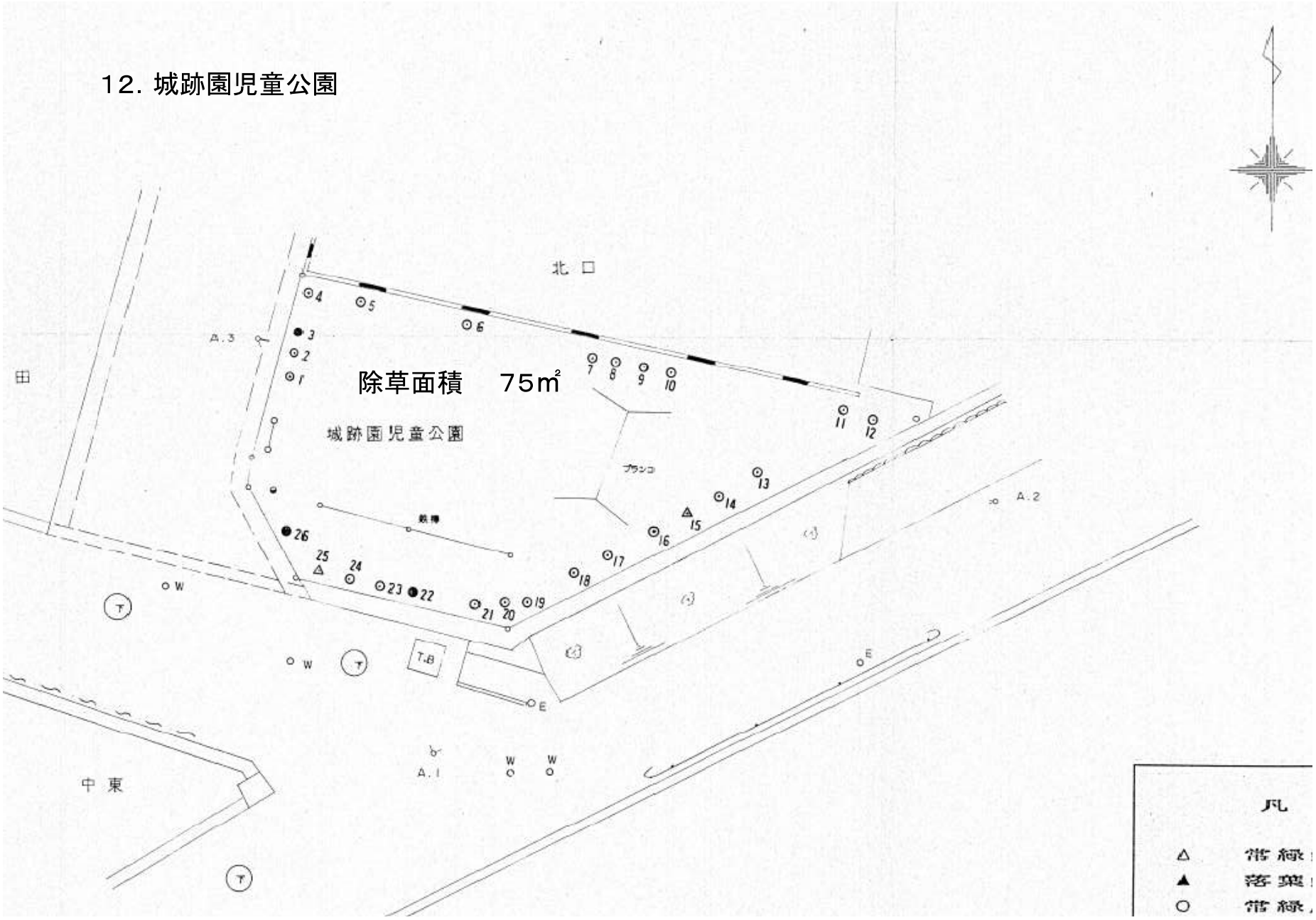

13. 永慶寺児童公園

除草面積　250㎡

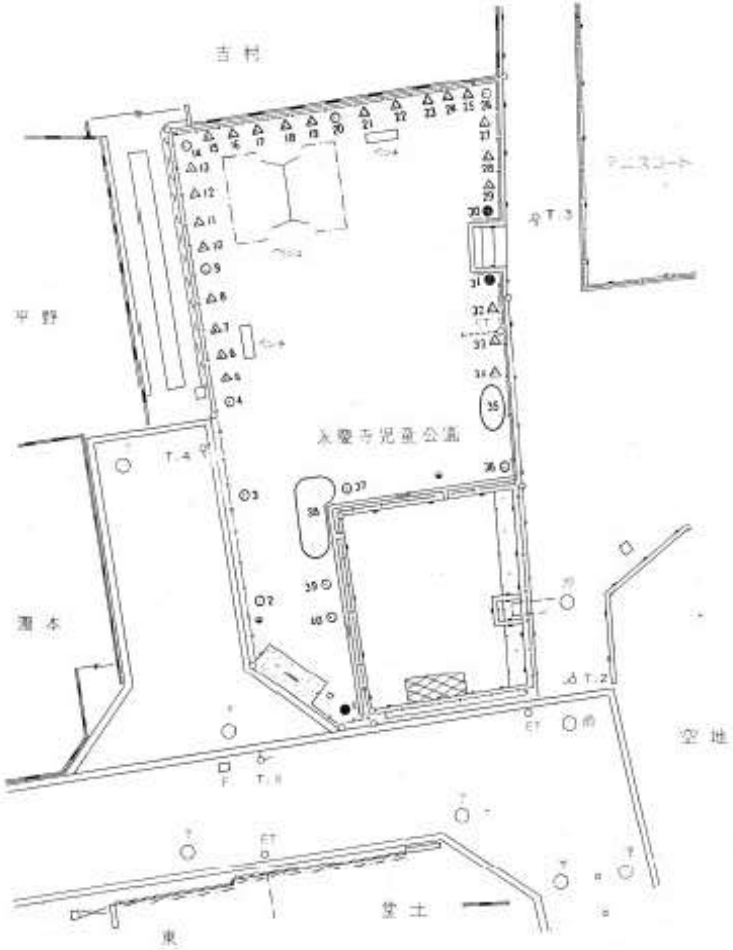

14. 田中町街区公園

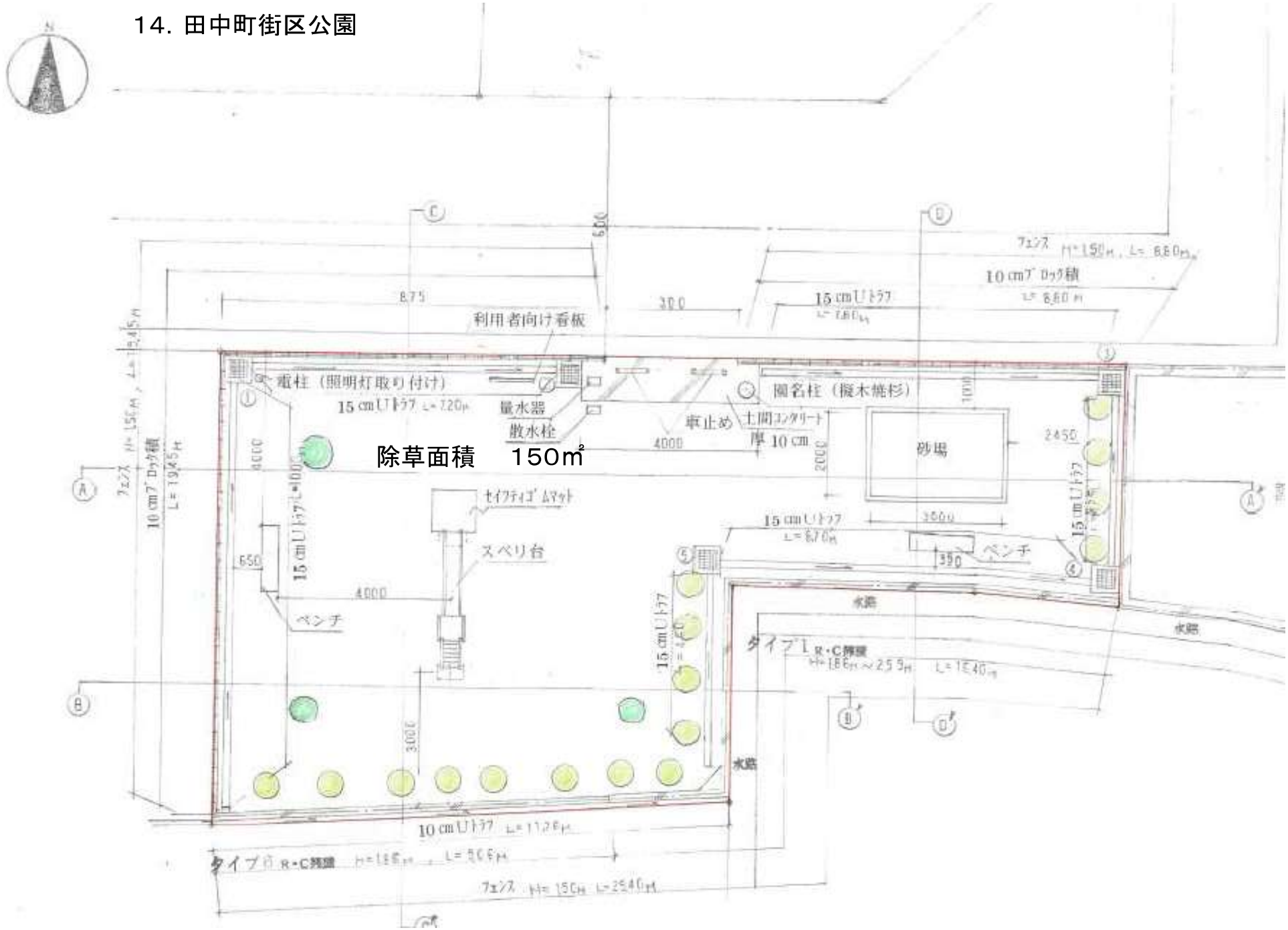
利用者向け看板
電柱（照明灯取り付け）
15 cmU トラフ
量水器
散水栓
車止め
土間コンクリート
厚 10 cm
園名柱（擬木焼杉）
砂場
除草面積　150㎡
セイフティゴムマット
スベリ台
ベンチ
15 cmU トラフ
10 cmブロック積
フェンス
水路
タイプ1
タイプ2
10 cmU トラフ

15. ハートフル公園

アメリカハナミズキ
H=3.0 C=0.15 W=1.0
オタフクナンテン
H=0.3 W=0.3 25株
138.718
138.698
138.806
138.831
ヒペリカムデコート
H=0.5 W=0.3 5株
オタフクナンテン
H=0.3 W=0.3 25株
ヒペリカムデコート
H=0.5 W=0.3 5株
ヒペリカムデコート
H=0.5 W=0.3 20株
キンモクセイ
H=2.0 W=0.6
オタフクナンテン
H=0.3 W=0.3 65株
公園
FH=138.70
FH=138.70
FH=138.65
FH=138.76
除草面積 50㎡
138.700

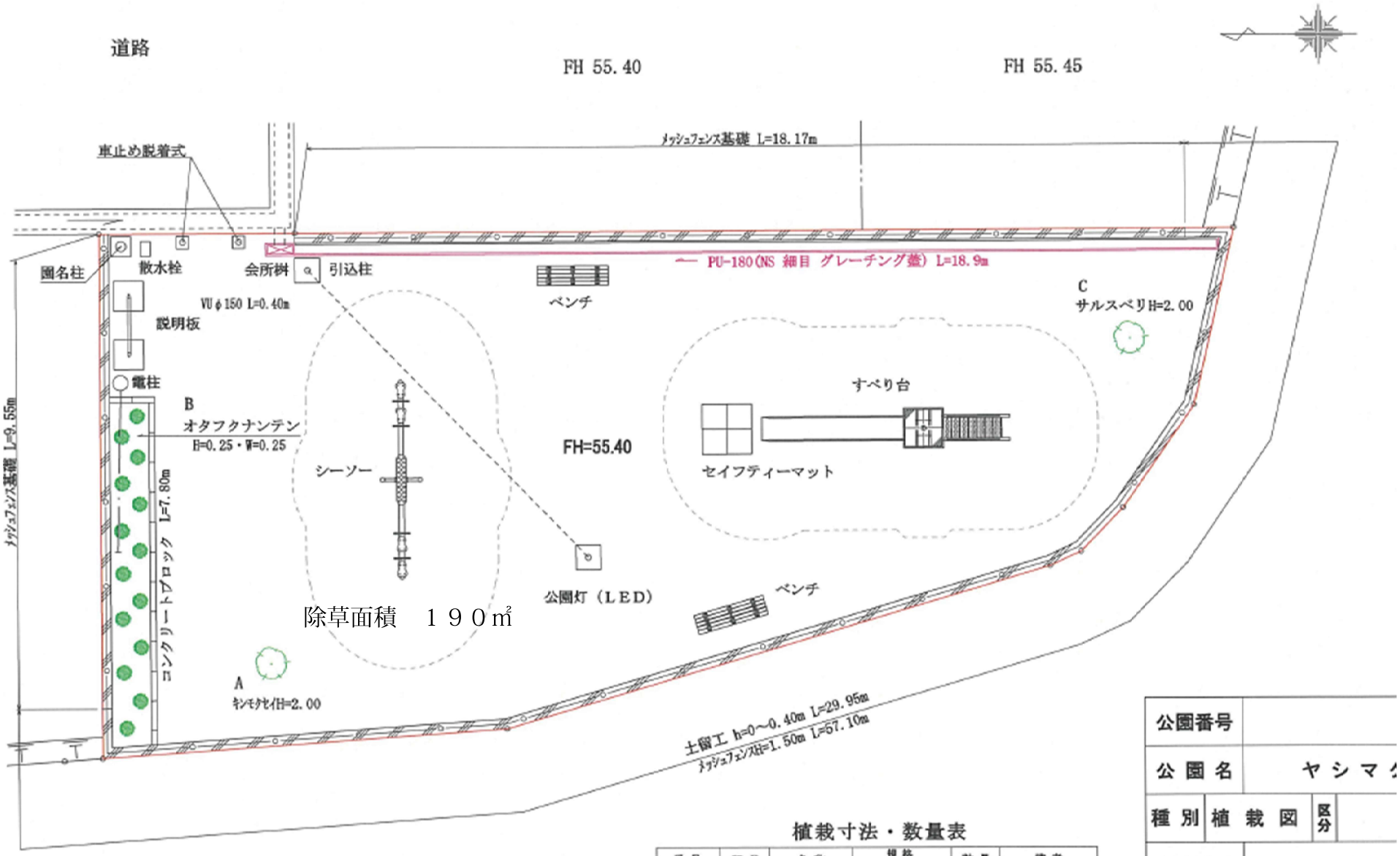

植栽寸法・数量表

番号	記号	名称	規格 H	規格 C	規格 W	数量	備考
59	A	キンモクセイ	2.0			1	常緑広葉樹
135	B	オタフクナンテン	0.25		0.25	14	常緑広葉樹
188	C	サルスベリ	2.0			1	落葉広葉樹

公園番号			
公園名	ヤシマ		
種別	植栽図	区分	
代表地番	大和郡山市九条		
図面番号			
作製者	株式会社 八州エ		

16.ヤシマ公園

17. 郡山児童公園

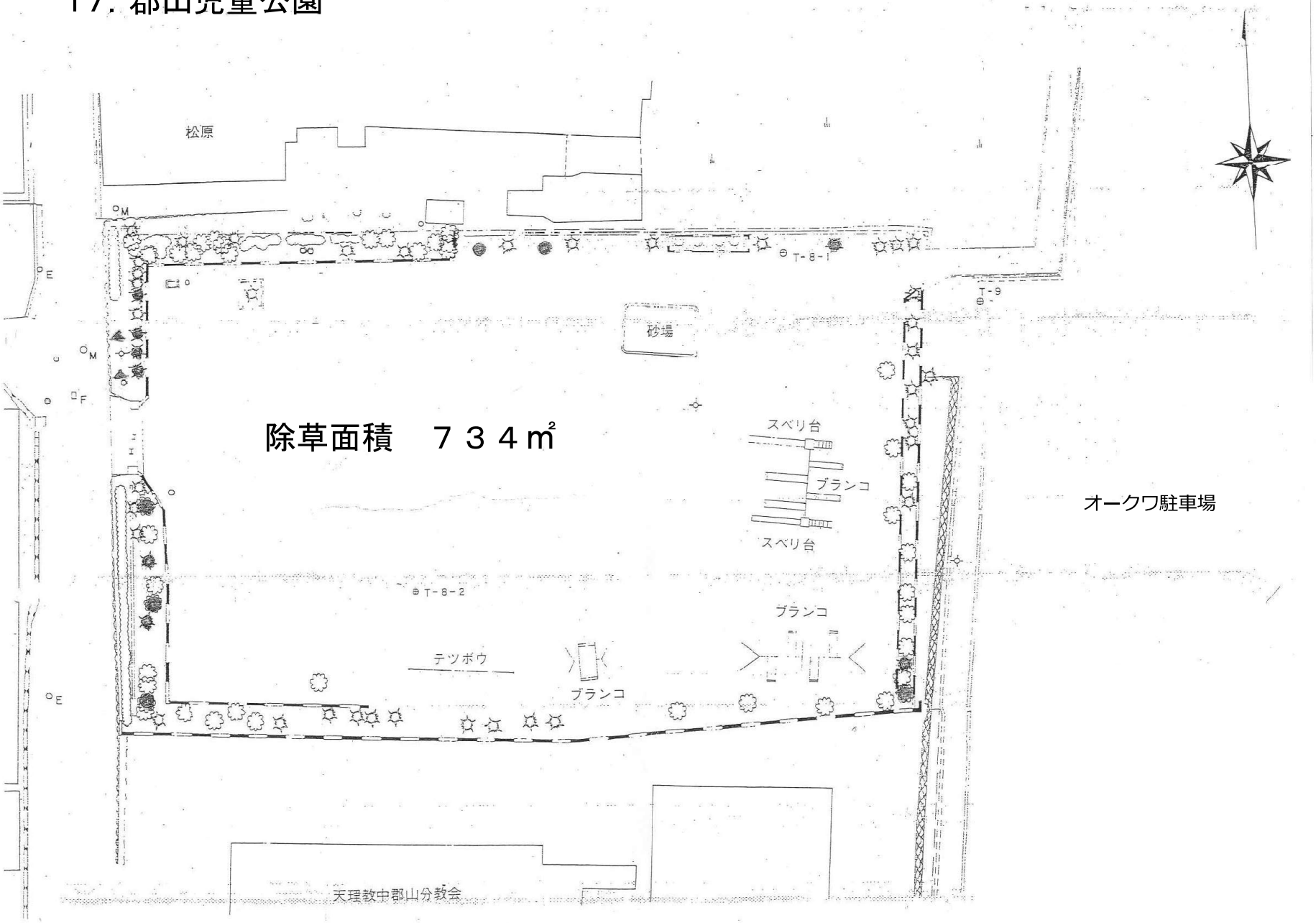
松原
T-8-1
T-9
砂場
除草面積　７３４㎡
スベリ台
ブランコ
スベリ台
オークワ駐車場
T-8-2
ブランコ
テツボウ
ブランコ
天理教中郡山分教会

18. 清涼院池公園

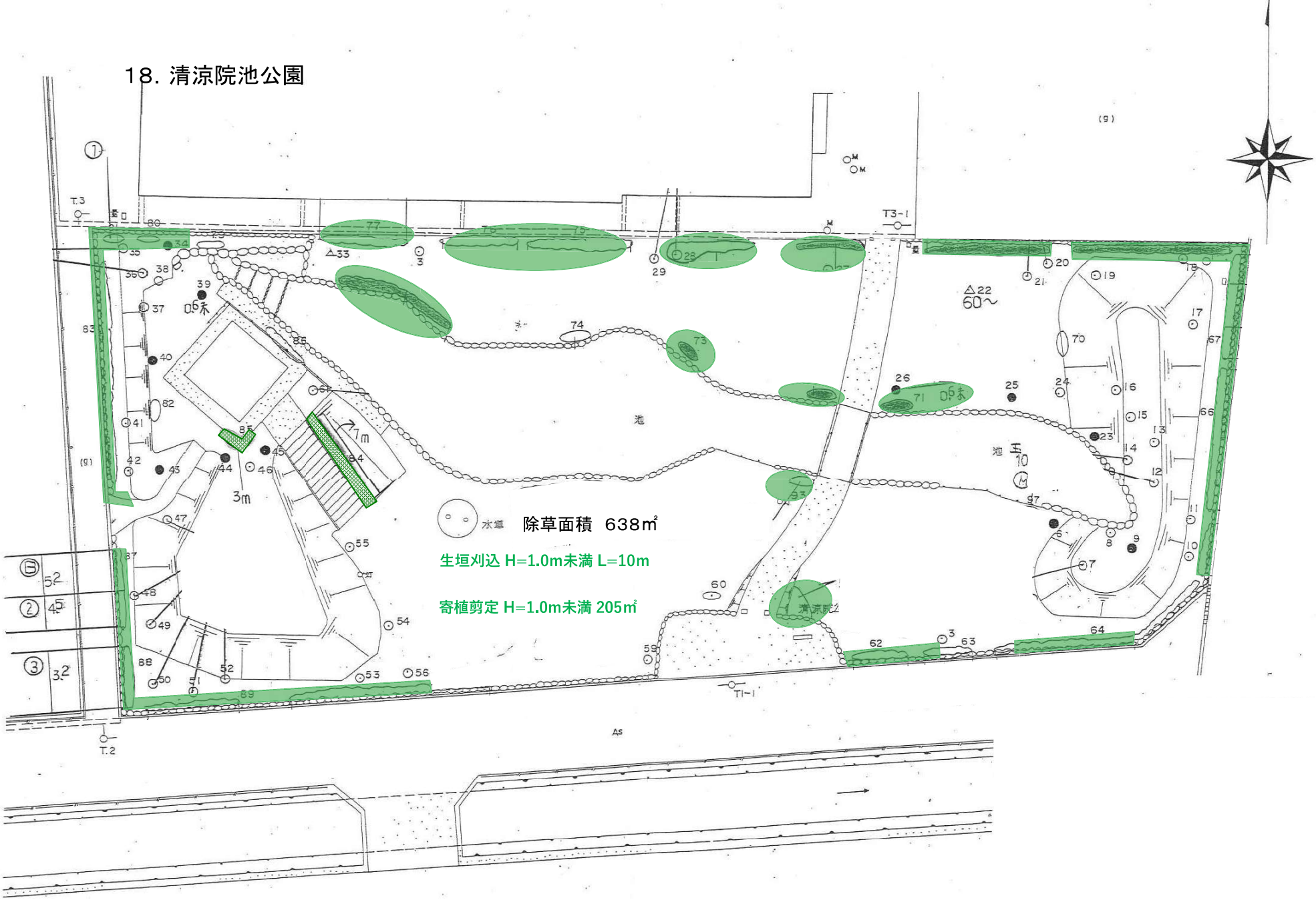
除草面積　638㎡
生垣刈込 H=1.0m未満 L=10m
寄植剪定 H=1.0m未満 205㎡
池
水道
清涼院2
T.3
T.2
T3-1
T1-1
As